

1 開催日時 平成 26 年 11 月 18 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00

2 開催場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1) 都市計画審議会出席委員

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・ 弁護士 | 細 川 俊 彦 |
| ・ 富山県建築士会理事 | 小 見 美由紀 |
| ・ J A 富山県女性組織協議会会長 | 谷 井 悦 子 |
| ・ 富山県立大学教授 | 川 上 智 規 |
| ・ 金沢大学教授 | 高 山 純 一 |
| ・ 県議会議員 | 四 方 正 治 |
| ・ 県議会議員 | 中 川 忠 昭 |
| ・ 県議会議員 | 笠 井 和 広 |
| ・ 富山県市長会会長代理 | 佐 伯 進 |
| ・ 富山県町村議会議長会会長 | 前 原 英 石 |
| ・ 北陸農政局長代理 | 山 方 正 治 (農村振興課長) |
| ・ 北陸地方整備局長代理 | 館 敏 幸 (広域計画課長) |
| ・ 北陸信越運輸局長代理 | 畑 山 修 (富山運輸支局首席運輸企画専門官) |
| ・ 富山県警察本部長代理 | 松 島 義 彦 (交通規制課長) |
| ・ J R 西日本金沢支社長代理 | 塚 本 大 輔 (企画課長) |

(2) 事務局

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・ 富山県土木部長 | 林 正 之 |
| ・ 富山県都市計画課新幹線・駅周辺整備班長 | 中 山 誠 信 |

4 配布資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 都市計画審議会議案書
- ・ 報告事項資料

5 議 事

(議 案)

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 富山高岡広域都市計画都市高速鉄道 (富山市) の変更について |
| 議案第 2 号 | 富山高岡広域都市計画道路 (射水市) の変更について |
| 議案第 3 号 | 南砺都市計画道路 (南砺市) の変更について |
| 議案第 4 号 | 黒部都市計画道路 (黒部市) の変更について |

(報告事項)

都市計画公園・緑地の見直しガイドラインについて

(司 会)

定刻前ではありますが、全員おそろいですので、これより第 166 回富山県都市計画審議会をはじめさせていただきます。はじめに、土木部長の林よりご挨拶申し上げます。

(林土木部長)

本年 4 月より土木部長を務めております林でございます。委員の皆さま方には大変ご多用のところ、第 166 回富山県都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本県の都市計画行政をはじめとして、土木行政の推進に格別のご支援、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は議案が 4 件と報告事項が 1 件となっております。北陸新幹線開業に伴いまして、西日本旅客鉄道株式会社からあいの風とやま鉄道株式会社に経営分離されます JR 北陸本線における都市高速鉄道の名称の変更をはじめとして、都市計画道路の変更など 4 件の議案についてご審議いただく予定です。

現在、県では、来年 3 月 14 日の北陸新幹線の開業を見据え、市町村とともに各市の都市計画事業に取り組んでいるところです。新幹線開業以降のまちづくりをいかに進めていくかという新たな課題にも直面しているところです。委員の皆さま方におかれましては、幅広い見地から活発なご意見を賜りまして、今後とも快適で魅力あるまちづくりの実現にご協力いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

まず、本日の審議会の定足数について申し上げます。委員 21 名のうち、15 名にご出席いただいています。出席者数が半数以上となっておりますので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立している旨をご報告いたします。

次に、各議案についてご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では委員の他、議事に関する臨時委員に審議及び議決に参加していただくことになっています。これにより委員 12 名、臨時委員 3 名の 15 名でご審議いただきます。

ここで、審議会の委員に交代がありましたので、ご紹介させていただきます。まず、JA 富山県女性組織協議会会長につきましては、細田かずゑ様に替わりまして谷井悦子様に、富山県町村議会議長会会長につきましては、勝戸謙様に替わりまして、前原英石様に新たに委員としてご就任いただいています。

次に、配布資料の確認をいたします。まず次第、配席図、審議会委員名簿があります。次に、都市計画審議会議案書、条例等の規程、それから、後ほど確認しますが、第 167 回富山県都市計画審議会日程確認用紙です。不足等がありましたら、事務局にお申し付けいただきたいと思います。

続きまして、審議会の公開についてご説明いたします。この審議会は、平成 15 年 4 月から原則公開としています。詳細につきましては、お手元に配布しております資料にこの審議会の公開に関する取扱い要領がありますので、ご覧いただきたいと存じます。ただし、個人情報の保護や審議会の構成、円滑な議事の確保

の観点から、取扱要領第2に規定する一定の事項につきましては、会長がこの審議会に諮って非公開とすることができることとしておりますので、確認のためお伝えします。

なお、この審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後、県のホームページに掲載させていただく予定としております。

以降の議事につきましては、細川会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

1. 開会

(会 長)

ただ今より第166回富山県都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

前回、皆さまにこの席上でお会いしたのは、確か真夏の暑い時期のことだと思います。時すでに晩秋から初冬に移るという時期ですが、昨夜はいきなり雷がとどろき、海は荒れていたようです。残念ながら、本県はこれから鉛色の空が支配する日が多くなると思っておりますが、それを吹き飛ばすような活発なご議論をお願いしたいと思います。また、師走には一月ほど早いわけですが、急に気持ちさが忙しくなる時期なので、落ち着いた議論をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、審議会運営要綱第4条2項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきます。谷井悦子委員と川上智規委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は都市計画法に基づき、知事から審議会に付議された4つの議題について審議していただきます。それから、1件の報告事項がございます。

それでは、1号議案について、事務局から説明をお願いします。

2. 議事

議案第1号 富山高岡広域都市計画都市高速鉄道（富山市）の変更について

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、ご質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

(委 員)

これは名前の変更ということで、特に問題はないのではないかと思います。

(会 長)

名称の変更と言われたのですが、法的に人格は前と同じなのでしょうか。前の人は都市計画決定から権利義務が一切なくなり、次の人に承継するということですか。それとも、ただ名前が変わっただけなのですか。

(事務局)

対象となる会社が全く違いますので、継承といえますか、対象が変わるということですか。

(会長)

名称変更と言われましたが、新たな権利義務をあいの風とやま鉄道との間で設定するということですね。

(事務局)

はい、そうです。そのために、先ほど申しましたように、都市計画法第23条6項に基づき、協議を行って、同意するという旨の回答をいただいています。

(委員)

経営主体が変わったのは分かっています。これはあまり議論の余地はないのではないですか。

(会長)

あまり議論の余地はないとのことですが、前の人と今の人の信用度は同程度であるのか、あるいは、信用度は増したのでしょうか。

(委員)

信用度は増したのではないですか。

(会長)

他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

(会長)

では、出席者全員の一致で議決します。

次に、第2号議案に移ります。事務局から説明をお願いします。

議案第2号 富山高岡広域都市計画道路（射水市）の変更について

(事務局から議案第2号について説明)

(会長)

ありがとうございました。第2号議案について、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

1点だけ確認してよろしいですか。図面で一番先に見せられた黄色の部分を廃止して、赤色の部分を付け加えると、既存の道路の利用部分が広がりますね。合理的だと思うのですが、なぜ最初にそのような計画を立てなかったのですか。

(事務局)

都市計画道路の整備には、色々な事業手法があります。今回は直接買収方式によります。該当される方に用地の提供をお願いする直接買収方式の他に、区画整理事業という手法もあります。そちらは、一定の範囲で少しずつ土地を融通して出し合うという手法で、例えば、まっすぐの道路にするなど、現道の線形や区域に必ずしもこだわらないような道路線形が実現できる事業手法です。

現在の計画の決定当初は、駅前線の整備について事業手法が確定していませんでした。その後、地元の射水市において土地区画整理事業を導入し、決定されたまっすぐの道路計画の実現に向け、地元働き掛け、相談しながら取組みを進めておられました。しかしながら、沿線の土地の権利の所在などが非常に複雑で、事業の導入がうまくいかなかったという経緯があります。このため、射水市では、今回変更する区間について直接買収方式で道路を整備することとされたものです。早期に効果が発現するよう、幅員についても見直した上で、進めていきたいということで、今年度からの事業化を見込んでおります。地元とも相談した上で、線形を変更するものです。

(会 長)

(スクリーンに示された言動の道路法線を指しながら、) この右側の部分も微妙に弓なりになっているでしょう。現実には考え付かなかった以上言っても仕方ないのですが、その延長線上で考えると、最初からこのくらい考えつくのではないかと思うのですが、いかがですか。

(事務局)

仮に、土地区画整理事業による拡幅整備が実現可能であるとするならば、スクリーンの図上の水色で着色した残地となる旧道路敷の土地を道路敷ではなく、民地にするという換地が可能となります。その場合には、現計画であっても、残地を残さずに綺麗に土地の始末ができますので、その可能性を探りながら、検討していらっしゃったということです。

(会 長)

今探っているのは、これによるしかないでしょう。

(事務局)

はい、そうです。

(会 長)

残地の有効利用ですが、ほとんどが残地でできないし、ここはまだ土地区画整理をやっていないのですよね。やっていないからこれでやるということなのですか。

(事務局)

はい、そうです。

(会 長)

他にご質問はありますか。はい、どうぞ。

(委 員)

事務局から非常に的確にご回答いただいたので、それ以上追加の説明はないのですが、私は射水市の都市計画道路の見直し検討委員会に少し関わりましたので、一言申し上げます。他の路線も含め、今回見直しましたが、廃止路線も随分ありますし、今回のように路線の線形の見直しや幅員の見直しも当然あります。

今日の都市計画審議会では、この2路線のみ提案、上程されているわけですが、他の路線については、県決定ではないから出てこないと理解してよろしいのでしょうか。それとも、今回は事業との絡みで早めにといいますか、都市計画変更しておかないと事業が開始できないから、変更の上程をしたということなのでしょうか。どちらなのでしょう。

(事務局)

委員に加わっていただいた射水市の委員会において見直しとされた路線は、今回の2路線以外にもあります。今回この2本について、地元との調整も含め、環境が整ったため、審議会に付議したものです。まだ環境が整っていない県決定の路線もあります。

同様に、市決定の路線も順次調整が整ったものから市の都計審で審議されております。周辺の大門地区における市決定の案件で廃止する路線とあわせて、今回の2路線につきましても、市の意見を回答するため、審議されています。

県決定の3路線と市決定の2路線、全部で5路線を見直すことになっています。そのうち、県決定では2路線において一部区間を廃止することになっており、まだ1路線が残っています。市決定の廃止2路線について、既に市の審議会の議を経たところです。

(委 員)

はい、了解しました。ありがとうございました。

(会 長)

廃止する庄川放生津線の部分を通過する車は随分少なくなったわけですか。割と住宅が密集しているので、この付近の人は今までどおりこの道路を使うと思いますが、ほとんどの車はこの住宅街を通り抜けず、新しくできた臨港道路を通過しているということでしょうか。

(事務局)

はい。通過する車については、臨港道路を利用していると思います。補足しますと、都市計画の位置づけについては廃止することになりますが、生活道路としては今後も使われるので、例えば側溝の修繕であるとか、側溝にふたをして現在の幅員を有効活用していくといった生活道路として必要な整備までやめるという趣旨ではありませんので、その点をご理解いただければと思います。

(会 長)

他にご意見はありませんか。もう一つ、地元の自治会から色々のご意見を聞いておられますね。射水市長からは「異存なし」と回答を得ているとのことですが、地元の自治会はむしろ歓迎しているのですか。

(事務局)

駅前線につきましては、地元の皆さんから早期の整備を望む声が多いと伺っています。

庄川放生津線の方につきましては、先ほどの補足説明のとおり、抜本的な改良は必要ないと思うけれども、今後もこの道路は使われていくのだから、生活道路としての整備については、今後も考えてくださいというご意見をいただいていると伺っています。

(会 長)

これは広くならないわけでしょう。交通量が少ないから、地元の人はその廃止することを歓迎しているのですかとお尋ねしたのです。

(事務局)

はい、そうです。

(会 長)

皆さん、他にご意見はありませんか。

それでは、意見は出尽くしたということで理解いたします。異議がないと理解し、原案どおり議決したいと思いますですが、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

では、原案どおり議決いたします。

次に、議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

議案第3号 南砺都市計画道路（南砺市）の変更について

(事務局から第3号議案について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

(委 員)

非常に分かりやすく質問することもないと思います。原案どおり了承したいと思います。以上です。

(会 長)

1点だけ確認してよろしいですか。

駅前から東の方に黄色で色付けした部分がありますが、今の説明ですと、こちらと赤色の道路の2本がL字型になるということによろしいのですね。

(事務局)

黄色で着色した道路はつくらず、赤色のルートに変えるということです。

(会 長)

黄色の道路はつくらないで、L字型の赤色の道路にするということですか。

(事務局)

はい。この黄色の部分のうち、右側の方には細い現道があります。駅前に出てくる道路としては、L字型の道路が1本、直角に駅前広場に入ってくる市の方で別途整備している統合保育園の方から走ってくる道路がもう1本あります。黄色の道路は作りません。

(会 長)

分かりました。よろしいですか。このバイパスができたので、こちらは廃止してもいいということですね。行き先が違うので、それが理解できなかったものですから確認しました。

(事務局)

当時福光町では、駅の東口から高岡の方や城端の方に向かう車は、スクリーン上に示された丸で書いてある別構想の道路を利用させていただくとか、その別構想の道路を使って通過交通をさばくといったことを計画しておられました。当初は、駅前と別構想の大動脈とを結ぶ道路として、黄色の計画による道路整備が必要だと考えていらっしゃいました。

計画決定以降に、別のルートで農産物を運搬するための農水省所管の一般車も通行できる広域農道が新たにつくられることになり、市街地と大動脈を結ぶ結節点の①が右側から左側に変わりました。市街地と大動脈となる道路を結ぶという機能は従前どおり果たされますので、その部分の都市計画の廃止について今回提案させていただいたところです。

(委 員)

よく分かりました。

(会 長)

こちらの方でつくろうとしていたけれども、これはやめるということですね。こちらでも機能は果たせるということですね。

(事務局)

郊外のバイパスとして、外側に農道があるものですから、それで十分機能は果たせると考えています。

(会 長)

道路の幅員がかなり広がりますね。それは必要にして十分なのですか。今まで12mでしたが、それを16mにするわけですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会 長)

広すぎないかという意味でお尋ねしています。必要にして十分なのですか。

(事務局)

道路構造令の規定からしますと、自転車も走行できる自転車・歩行者道の幅員としては、3mの有効幅員を確保することから、3m50cmと書いています。図上の歩車道境界ブロックが幅員に含まれるので、実質3mの有効幅員と考えていただければよいのではないかと思います。現行の1m50cmの歩道ですと、構造令の規定により、自転車の走行は認められません。先ほど申し上げたように、小学校や中学校、役場もある地域についての道路整備ですから、幅員につきましては16mで整備していきたいと考えています。

(委 員)

幅員に対して異論はないのですが、今の説明に関しては少し異論があります。といいますのも、現在、国、県、市町村においては、全国的に自転車は歩道上ではなく、車道へ下ろそうという動きが基本的な路線になっています。

今回1.5mの路側帯を取っているのですから、できれば16mはそのままにして、歩道を3m、路側帯に合わせるような形で、あと0.5mを自転車レーン、あるいは自転車道として整備する方がこれからの本来の形ではないかと思います。恐らく事業化はまだ先ですので、現実問題として事業化になった段階でさらに見直すことを希望します。

(会 長)

1.5mを3.5mにすると幅は変わってくるわけですね。

(委 員)

はい。その代わり、車道部に自転車がゆっくり走れるようなゆとりを持たせた方が、自転車利用者にとってはありがたいと思います。側溝というか、ふたをすると実質50cmくらい取られますので、車道では1mくらいしか自転車が走行する部分が取れません。ですから、車道部分で自転車を走らせようとした場合、本来は2mくらい余裕があるとよいのです。

先ほどの説明では、自歩道として3m以上あるということでした。これまで警察では歩道上も自転車通行可としてきたのですが、最近は歩道上での自転車と歩行者の接触事故もありますので、車道部に余裕があるのであれば、どちらかというと、車道上の左端を自転車走行帯として整備するという流れになっています。1.5mの路側帯があるので、本来であればもう少し広げて、そこを自転車が走

るように整備するのがこれからの道路整備の考え方ではないかと思えます。

(会 長)

仮にこれで決議になれば、それはできないということになるのですね。

(事務局)

都市計画審議会では、計画として定める事項をご審議いただきます。総幅員を都市計画決定に定めます。どのような幅員構成で割り当てるかということにつきましては、裁量の余地があります。法律上、これで決まったということにはならないので、事業実施の段階で望ましい幅員構成で整備していきたいと思えます。ただ、総幅員につきましては、今回提示しました 16m とさせていただきたいということです。

(会 長)

分かりました。施工の段階で、どちらでも整備できるということですね。他にご意見はございませんか。ないようでしたら、3号議案は原案どおり議決と理解しますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

では原案どおり議決いたします。
続きまして、第4号議案について事務局から説明をお願いします。

議案第4号 黒部都市計画道路（黒部市）の変更について

(事務局から第4号議案について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。
この 80m の区間はかなり住宅が密集していますが、意見は何も出なかったのですか。

(事務局)

整備してほしいというご意見を伺っています。

(会 長)

どのくらいの幅員の道路なのですか。普通乗用自動車は交差できるのですか。

(事務局)

現道は1台しか通れないと思えます。この 80m も含めて 1km くらいの未整備区間があるのですが、狭い所で 3m、広い所でも 8m 程度の幅員です。

(委員)

よろしいですか。2本の鉄道をまたぐ形になっていますが、北陸本線の方は、既に出来上がっていて、立体交差は上方式ですよね。逆に、富山地鉄の方は未整備ですが、アンダーパスになるのですか。掘割形式と書いてありますが、そうするとどれくらい下がるのでしょうか。

(事務局)

南線と富山地方鉄道との交差につきましては、道路が掘割となる形で立体交差化することになっています。ただ、現状では、地鉄線との交差位置から右下に延びる県道の福平石田線が主動線となって石田市街地へ向っており、南線の現道はそちらに合流する形になっています。

その上で、隣の生地入善線とのタッチを考えますと、立体交差が擦りつかない状況にあるため、黒部市では立体交差についてこのまま計画どおりとするのか、もしくは、沿道の土地利用状況等も踏まえて、鉄道事業者と協議した上で、平面交差でいくのか、また、主動線についても現行の県道のルートと今の計画線の赤色のルートのどちらを主動線として考えていくのかについても含めて、今後検討していきたいというお話でした。

(委員)

今後、事業実施段階でもう一度見直しがあり得るということですね。

(事務局)

はい。地元の方には将来の見直しがあり得るという状況についても説明した上でご理解いただいたと伺っています。

(委員)

この地図を見て、現実的にやはりアンダーでは難しそうだなと思ったので、質問させていただきました。

(会長)

他にご意見はありませんか。

よろしいですか。緑の部分は鉄道の下を走っているわけですか。

(委員)

現在、走っていないのではないですか。

(会長)

走っていないのですか。これも鉄道の下を走らせるわけですね。道路を2本走らせるわけですが、その施行が難しいということですか。

(事務局)

難しい状況です。

(会 長)

狭い所に2つも道路を造るわけですか。

(委 員)

その点を含めて地元説明をしてきたということでしょう。

(事務局)

1点補足させていただきます。鉄道との交差については、現在の計画決定では、南線だけが交差することになっており、緑色の点線でお示した県道の福平石田線については、南線が掘割になって下がっていく手前でタッチする計画となっています。現道の鉄道交差は平面交差となっており、踏切がありますが、計画決定どおりだと掘割を新たにつくることとなります。現在は、沿道に家が建っていても自由に出入りできますが、掘割の道路を新たにつくる場合は、沿道の土地利用も考慮していく必要があることから、今後事業化の際には再度検討していきたいということです。

(会 長)

左側はすぐ海になるわけですね。そうすると、掘割にしたときは急速にまた上がっていかないといけないということですね。

(事務局)

はい。現在の終点の80m手前を変更しますが、そこまでには鉄道との交差を終え、地表面にタッチして出てくることから、今の80mの部分は平面の道路となります。

(会 長)

4号議案について、他にご質問、ご意見はございませんか。
ないようでしたら、原案のとおり異議がないと理解しますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

では、原案どおり議決いたしました。
今日は、1号から4号議案についてすべて原案どおり議決いたしました。
続きまして、報告事項がありますので、事務局からご説明をお願いします。

3. 報告事項

(事務局から報告事項について説明)

(会 長)

ありがとうございました。今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(委員)

一つよろしいですか。基本的な見直しのガイドラインについてはこれでいいと思うのですが、一番難しいのは、必要性をどう判断するかということです。今回は県民 1 人当たりの緑地の面積をガイドラインといいますか、基本にしようという考え方になっていますが、最初の方の資料を見ますと、全国的に見て富山県では 1 人当たりの緑地面積がかなり多くなっています。では、どこに合わせるのかという難しい問題があるのですが、この点についてどのように決めようかとされているのでしょうか。方針は分かるのですが、どこに合わせるのかを決めないと、多いとか少ないといった議論にならないと思うのです。

それと、もう一つは、エリアの広さの問題を考えたときに市町村単位で考えていいのかという問題も出てきます。そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

まず、全体のボリュームの話としては、各市で条例に基づいて目標とする 1 人当たりの都市公園の面積等を定めています。1 人当たり 10m²と定めておられるところが多いのですが、各市における公園見直しにあたっては、それを満足する前提で議論を進めていただき、それが満足されていないのであれば、もう少し検討してはどうかという形でお伝えしています。

(委員)

大体 10 m²というのは、結局全国平均ということですよ。

(事務局)

昔は国で 10m²と定めていたのですが、国の方でやり方を押し付けるのはどうかという話もあり、各市町村が自らの目標を定めようということになりました。県内ではたまたま 10m²という数字を選択していらっしゃる市町村が多い結果になっています。もし 15m²を選択される市町村があれば、そちらを尊重すべきだと思いますが、議論された上で 10 m²を選択されていると思いますので、10 m²が基本になると考えています。

(委員)

分かりました。そうすると、現状で OK ということになってしまいますね。

(事務局)

最初に必要性の検討という点についてご質問いただきましたが、各公園の持つレクリエーションとか、景観形成であるとか、環境保全という機能というものを照らし合わせたときに、今その必要性がなくなっていると言い切れるものはあまりないのではないかと考えています。実際、各市町村の担当の方に参画いただき、ケーススタディとしてガイドラインの案を運用してみる試みも行っておりますが、必要性については、仮に 30 年経ったとしても、必要性が失われたと言えるものは出てきていないのです。

総論の話として、ガイドラインの案のフローに基づき、最低限ステップ 1 やス

テップ 2 の段階まで来ていることを確認した上で、個別の必要性についてあらためて検証してみても、今も昔も必要性があるという答えになってしまうというのが実態です。

(委員)

同じような議論といたしますか、都市計画道路の見直しのガイドラインを決めたときに私は関わったのですが、平成 15 年頃に国の通達等がありまして、石川県では平成 15 年から 17 年、富山県は 17 年から 18 年頃に都市計画道路の見直しのガイドラインを決めたと思います。これまでずっと都市計画決定してきたけれども、現実的にはなかなか事業化が進んでいないものを見直そうということで、道路の場合と基本的に同じ考え方だと思いますが、都市計画道路の場合には、客観的に見た数値目標みたいなもの、あるいは混雑度みたいなもの、あるいは事業化のための費用といった必要性を客観的に示す指標をそれなりに示すことができると思います。

今回のこの都市公園や緑地というものの必要性をどういう尺度で決めていくかを考えたときに、1 人当たり 10m² というもの以外にどういうものが指標として考えられるのでしょうか。もちろん防災的な観点等、ある一定の指標を持ってくることはできますが、学術的に言っても、それをオーソライズして、皆さんが納得できるようにする方法は、私はまだあまり見たことがありません。そういう意味では非常に難しい議論をこれからされようとしているのではないかと思うのですが、その辺は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

客観的な指標という点については、市町村との意見交換の中で二通りの意見がありました。一つは、県のガイドラインをあてはめていけば、最後はフロー図のように結論がはっきり分かるような形にしてもらいたいというご意見です。

もう一つは、それぞれ市町村には固有の事情があるから、県の方で細かいところまで書き込んでしまうと、それぞれの市町村の考え方を縛る形になるといったご意見です。この二通りの意見がありましたので、全部の関係市町村に入っただいた上で、書くことができる内容を基本的事項として書きました。

例えば、今供用されている部分だけで足りるのか、足りないのかという議論があります。この議論については、必要性はあることから、個別の公園として見て十分かどうかという議論になります。都市計画決定で定めてある施設がおおむねできている、もしくは、全部は仕上がっていないけれども、ほんの少し残して、あとは全部仕上がっているから、少し残っている部分についてやめてもいいのではないかと判断も考えられます。あるいは、例えば一番小さな規格である街区公園であれば 0.25ha という標準規模があるから、それを満足している場合には、計画を縮めてもいいのではないかと判断も考えられます。そういった判断を行う際の具体的な考え方を 14 ページ以降に、例示として盛り込んでみました。

先ほど申しましたように、10m² であるとか 15m² といった数値は、あくまで前提条件であって、それぞれの公園が必要かどうかというところについては、個別に議論していかざるを得ないと思います。その結果、全体に与える影響について

は、各市町村において前提条件と照らし合わせていただき、フィードバックして試行錯誤を繰り返していく必要があるのではないかと考えています。

(会 長)

今のお話でよくわからなかったのは、市町村にはそれぞれ個別の事情があるから、その細かい理由を出せないということです。個別の事情そのものは出てきてもいいわけでしょう。思考の過程プロセスは、やはり透明性がなければいけないので、何となく結論を出したということでは行政決定のプロセスとしてまずいと思いますが、公正、透明な方法で結論に至ったということとはっきりとした理由が出せないというのは、別の次元の問題だと思うのです。

(委 員)

ただ、市町村は市町村で色々な考え方がありますから難しいのではないですか。

(会 長)

それでいいのです。色々な考え方はあってもいいのですが、それを分かるようにしていただく必要があると思います。

(委 員)

どこまで県が型にはめてしまっているのかという部分があるのではないですか。市町村には市町村の自主性があるのだから、この問題についてはこれ以上深入りする必要はないと思います。これは方向を示したもののなのでしょう。

(会 長)

では、他にご質問はございませんか。ご質問がないようでしたら、報告事項につきましては以上ということにします。よろしいですか。

最後に事務局から連絡事項はございませんか。

(事務局)

次回の都市計画審議会の日程です。具体的な日程につきましては、来年の2月17日から20日の間で調整させていただきたいと考えています。お手元にA4横長の第167回富山県都市計画審議会の日程調整確認用紙を配布しています。本日も回答いただける方につきましては、お帰りの際に事務局にご提出いただくようお願いいたします。あらためて確認が必要な方は、後日、事務局の方にご提出いただきたいと思います。また、本日欠席の委員の皆さまにつきましては、事務局の方から先ほどの用紙を送付しまして確認を取りたいと思います。開催時期が決まり次第、あらためて連絡を差し上げますので、よろしくお願いたします。連絡は以上です。

(会 長)

できるだけここでご予定を記入してください。

4. 閉会

(会 長)

それでは、これもちまして第 166 回富山県都市計画審議会を終了いたします。長時間にわたる審議、ありがとうございました。

平成 26 年 11 月 18 日

富山県都市計画審議会会長 細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員 谷 井 悦 子

富山県都市計画審議会委員 川 上 智 規